

平成30年度 第1回金沢支社入札監視委員会 定例会議議事録

開催日及び場所	平成30年6月11日(月) 金沢支社会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、 50音順。)	委員長：檜見 由美子(金沢大学 研究域法学系教授) 委員：荒井 克彦(福井大学 名誉教授) 鳥居 和之(金沢大学 特任教授) 橋詰 武宏(元仁愛大学 教授) 水野 一義(北陸経済連合会 専務理事)	
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	2件	
工事(指名競争入札)	1件	
調査等(特命契約)	1件	
物品・役務(特命契約)	1件	
委員からの意見・質問、そ れに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又 は勧告の内容	特になし。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続きの運用状況等の報告	
意見・質問	回答
特になし	

2. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札）	
工事名：舞鶴若狭自動車道 小浜 IC～若狭三方 IC 間視線誘導灯設置工事	
特になし	
(2) 工事（一般競争入札）	
工事名：北陸自動車道 杉崎第二橋他 4 橋耐震補強工事（平成 29 年度）	
見積協議方式で、規定に従って 1 者を選び見積協議を詳細に実施されており、一連の流れについては特に問題ないと思います。この方式の気になる点として、最初にもし別の会社を選んでいたら、最終的な金額は安くなる可能性があったのではないかと思います。規定の説明をお願い致します。	見積協議方式は、全社的に入札不調が複数発生するという状況を踏まえて導入した制度です。この方式は、複数社を指名して協議する場合と、今回のように時間的猶予が無いようなケースで特定の者と協議する場合があります、事情に応じて使い分けています。
今回の場合は時間に余裕がなかったからこの協議方式を採用したということでしょうか。	今回の工事は、短期間で工事を実施する必要があるため、特定の者と協議する方式を採用する判断をいたしました。
ロッキング橋脚というのは、耐震性能が低いとの表現がありますが、当時は最高の知見でこれは大丈夫だと判断したけれども、熊本地震のような実績を見たときに、これは少し性能が低いという判断をしたのでしょうか。	耐震性能についてですが、元々の橋自体が 40 年くらい前の橋梁ということで、耐震設計がまだなかった時の橋梁となっております。平成 6 年に地震が起きた時、ある程度性能が低いということが判明し、その時に橋直方面にずれてしまわないように橋台の両側にブロックを設置し、横にズレ止めを行えば耐震性能が保たれるだろうとやっていたのですが、熊本の地震でそれでも落橋してしまったことを受けて、今回対策を早急にするようになりました。
確認協議を実施する項目が 7 点になっておりますが、絞り込み方を説明願います。	絞り込みについては、弊社の単価と大きくかい離している項目で 2 割超を目安としております。かつ、工事費全体に占める割合が 1%を超えている

<p>単価が2割を超えているもので、かつ工事費に占めるウエイトが大きい物、今回の工事では1%を選んだという解釈でいいですか。</p> <p>発注側と受注者側との間で、工事の認識にこれだけの差がありますが、発注者側として何か工夫をされていることはありますか。</p>	<p>ものとしております。</p> <p>協議のマニュアルにも、全体に占める影響の大きいもの及び金額差額の大きいものを整理するとされていますので、その整理方法が、2割と1%となりました。</p> <p>入札が不成立の場合は、参加した者や指名した者に対してアンケートのご協力をお願いしたりして、工事に反映出来ることはするようにしております。</p>
<p>(3) 工事 (指名競争入札)</p>	
<p>工事名：舞鶴若狭自動車道 東山地区のり面対策工事</p>	
<p>確認している資料には、従来と今回の節減額と記載がありますが、この従来とは何を指していますか？</p> <p>これはあくまでも応札者の方で出した金額でしょうか？</p> <p>低入札調査の際に、調査基準価格は業者には示していますか？</p> <p>節減額というのが、何に対しての節減なのか不明確に見えますと思いますが。</p> <p>先ほどの質問と重なりますが、応札者には、調査基準価格は分かりませんね。</p> <p>参考までにお聞きしますが、福井県内の88者に指名して、結果的に算組が落札したということですが、仮に、算組が辞退した場合や、不成立だった場合は、必ず不調特命見積協議方式に移行するのでしょうか。</p>	<p>従来とは通常の積算をした場合の金額を記入しています。</p> <p>その通りです。</p> <p>此方から示すことはありません。</p> <p>ヒアリングの中で、従来というのは通常で応札する場合の金額を示し、今回というのは本工事を受注するに当たり、会社で努力して節減を行った結果の金額が記載していると回答を受けています。</p> <p>そうです。応札金額が調査基準価格を下回っているため、社内のルールに基づいて応札者に対して調査の協力をお願いしています。</p> <p>全体的な話になりますが、不調見積協議方式に移行するかは、事前に開催される契約手続審査委員会で審議して決定することになっています。</p>

(4) 調査等 (指名競争入札)	
調査等名：舞鶴若狭自動車道 軟弱地盤動態観測業務 (平成 29 年度)	
<p>指名された業者が全国レベルのコンサルタントばかりで地元の会社が入っていませんが、過去 5 年間に動態観測をやった実績で地元の会社は選定から外れてしまうのでしょうか。動態観測という業務はそんなに難しい業務ではないと思うので、地元の企業が参入できる工夫があってもいいのではないかということです。</p> <p>今回の業務は単なる測量です。受注者は大阪から来て交通費や宿泊費の追加で費用が掛かりますが、福井県内や石川県であれば日帰りに対応でき、経費も安価になると思います。色々な会社があると思いますが、特殊なモニタリング以外で通常の測量であれば、地元の業者を育てていくという配慮は必要だと思います。</p> <p>地方では、軟弱地盤を観測するというのは、そんなに多くないので、過去の実績が 5 年とした場合は、条件が厳しいかなという印象はあります。</p>	<p>選定の過程においては、技術的要件の「動態観測の業務実績の有無」と年平均実績高で選定し、次に「金沢支社管内に本店・支店又は営業所がある会社」選定した結果が 20 者指名となりました。</p> <p>有資格者である 853 者から、技術的要件である「過去 5 年間の業績業務」の有無により 41 者に絞り込まれています。この選定の過程で地元企業は業務実績が無いために選定されていません。弊社として業務実績が無い者を選定することは、業務履行におけるリスクになります。しかしながら、「過去 5 年間の業務実績」という要件が地元企業にとって厳しい要件であるというご意見は承り、弊社としての標準化に向けた検討も考えていきたいと思っています。</p> <p>指名基準における技術的要件については、技術審査会や契約手続審査委員会において決定します。今回は「業務実績の有無」で選定した後に「地理的条件」という順番になっていますが、この順番を入れ替えても地元企業が選定されないことには変わりはありません。業務実績の有無を設定する場合に、どのように工夫をするかだと思います。</p>
(5) 物品・役務 (特命契約)	
業務名：東海北陸自動車道 全線開通 10 周年等広報業務	
<p>路外給油社会実験広報については大変いい話だと思います。福光インターで実施していることですが、社会実験はいつまでのするのかということ、アンケート等でどれくらい認知度があるのか。また、それ以外でもっと効果的なものを考えておられるのか、アンケートで認知度が非常に高いのであればいいのですが、その変はどういう風に考えておられますか。</p>	<p>いつまで社会実験をするのかというところですが、平成 28 年の 7 月から社会実験を実施しておりまして、まもなく 2 年になりますが、1 年実施した段階で効果を検証しております。ガス欠件数が減少するなど、一定の効果が得られていることや、また社会実験をご利用されたお客さまも継続を求めるとご意見が多いことから、社会実験を取止めることは難しいと思っております。もう一点、</p>

<p>素晴らしい内容の、お客様の目線に立った社会実験と思いで、ぜひ継続していただきたいと思います。また、色々なご希望等を受け止めていただけてやっていただければと思います。</p>	<p>お客さまへの認知度ですが、指定ガソリンスタンドにアンケート票を設置しており、お客さまに任意でお答えをいただいておりますが、どのような手段でこの社会実験をお知りになりましたかという設問項目は設けておりますが、どれだけお客さまに認知されているかという観点では確認できておりませんので、認知度を図る方法は考えていきたいと思っております。</p>
<p>全体を通しての審議</p>	
<p>天災等の業者の努力では如何ともしがたい、事象が起きた場合の取扱いや、先ほどの話にありました全国的、あるいは地域的にコンクリートの供給を受けることができなかつたという場合は当然費用が増加するわけですが、その様な事象に対する取扱いについて契約書上において、何か該当する定めがあれば教えて下さい。</p>	<p>弊社の標準約款において、天災等、受注者の責めに帰することができない不可抗力が生じた場合の取扱いについては定めがあります。その一つとして、工事を中止するという規定があり、中止に伴う増加費用の負担については、発注者と受注者とで協議の上定めることとなります。また、工事材料の変動というケースの取扱いについても、価格に著しい変動が生じた場合、協議により請負代金を変更できるという規定もあります。適用については、国等他の発注機関の動向も踏まえた上で、適切に判断することとなります。従いまして、そういった事情が生じた場合には、発注者と受注者とが協議を行うこととなります。</p>
<p>【審議結果】</p>	
<p>審議がまとまりましたので、3点委員会としてのご意見を申し上げたいと思います。</p> <p>1点目でございますが、昨今の入札の不成立や辞退地域における公共工事等の重複により、建設工事、材料や人手不足などの諸事情にあることに鑑みますと、発注者側である公団、国、県といった関係者による情報共有を積極的に進めていただき、地域の固有の事情に即した発注内容を検討していただきたい。</p> <p>2点目ですが、測量による計測など、要求される技術的水準が低いものについては、地域の業者ができるだけ入札に参加できるように評価項目の設定の仕方、例えば、業務実績の5年の実績を長期間にすることや地域性の指定など、評価項目の立て方を工夫していただきたい。</p> <p>3点目ですが、色々審議案件の際に、詳しく説明していただいたところですが、低入札価格に伴う価格調査の内容がきわめて複雑化しており、発注者側の負担にも影響しています。更には、応</p>	

札する側の入札者にとっても大変な負担になるかと思しますので、調査内容について分かりやすくなるように努力していただきたい。
本日につきましては以上をもって委員会の審議を終了したいと思います。

注：再苦情処理会議及び再説明処理会議の議事録を作成する場合は、適宜項目の追加又は削除を行うものとする。